

新しい司法修習について

第1 新しい司法修習の理念

新しい司法修習においては、多様な法的ニーズに対応する法曹を養成するため、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的紛争の解決あるいは予防のための基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）の養成に焦点を絞った教育を行う。

新しい司法修習においては、法科大学院での教育を前提として、生きた事件を素材とする実践的で体系的な法律実務教育を行う。

(1) 司法制度改革審議会意見

「法学教育，司法試験，司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を新たに整備する。」

「新司法試験実施後の司法修習は，修習生の増加に実効的に対応するとともに，法科大学院での教育内容をも踏まえ，実務修習を中核として位置付けつつ，修習内容を適切に工夫して実施すべきである。」

(2) 「プロセス」としての法曹養成制度における司法修習の役割

法科大学院は，「プロセス」としての法曹養成制度の中核として，実務との架橋を目指した法理論教育を実施する教育機関であり，教育水準の確保，厳格な成績評価，修了認定等を行い，各法科大学院の創意工夫による多様な人材の育成を目指すものとされている。

新しい司法修習は，法科大学院で実務を視野に入れた法理論教育が施され，新しい司法試験において法曹として必要な基本的能力を備えていることが確認された者を対象に，法曹としてスタートするために必要とされる能力等を備えさせる実務教育を行う役割を担うものとした。

(3) 新しい司法修習の教育理念

新しい司法修習においては，法曹の職域が拡大していく可能性を踏まえ，法科大学院での教育や継続教育との役割分担に配慮しつつ，裁判以外の法的

ニーズに的確に対応できるよう、法廷活動以外の活動分野も視野に入れた、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる基本的な能力、すなわち、法的紛争の解決あるいは予防のための「基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）」の養成に焦点を絞った教育を行う。

(4) 新しい司法修習

上記(3)の教育理念に基づき、実践的で体系的な法律実務教育を行う。

法科大学院での法理論教育の成果をベースに、生きた事件を素材として、実社会での法律や法理論の適用・運用の在り方を実践的に教育する。

各司法修習生に個別の実務体験の機会を与えるだけでなく、実務のスタートラインで必要とされる最低限の実務能力を備えさせるための、体系的で汎用性を持った教育を行う。

第2 新しい司法修習の構想

1 新しい司法修習の基本的な構造

新しい司法修習においては、実務修習を中核として位置付けつつ、実務修習と集合修習の有機的な融合を図る。

(1) 新しい司法修習の構成についての考え方

法科大学院で実務との架橋を意識した法理論教育が行われることを前提として、生きた事件の運用を体験的に学ぶ実務修習を中核として位置付ける。

実務修習のみでは、教育内容が個別的で、教育水準にもばらつきが生じ、体系的で汎用性のある知識や技能を修得するには限界があるため、司法研修所における集合修習により、体系的で水準の高い実務教育を行い、実務修習を補完する。

(2) 実務修習と集合修習の関係

現行制度の枠組みを固定化せず、実務修習による体験的な教育を中核に、その成果を踏まえながら集合修習で体系的かつ汎用性を持った教育を行うなど、実務修習と集合修習の有機的な連携を図る構成を検討する。

2 新しい実務修習

新しい司法修習における実務修習では、法律実務の個別の分野別での修習という枠組みに併せて、より多様かつ総合的に法律実務を体験的に学んでいくプログラムを導入することも考える。

(1) 分野別修習

実務修習は、生きた事件に直接接することで実務のエッセンスを体得する実践的教育の場としての役割を果たすものであり、裁判修習、検察修習、弁護士修習という従前の分野別修習の枠組みは、法曹のそれぞれの立場に立って、法曹実務に必要とされる能力等を養うという点で極めて効果的である。新しい司法修習においても、分野別修習を実務修習の基本的な枠組みとしたい。

(2) 総合的なプログラム

分野別修習の教育効果の深化と補完を図るため、各司法修習生の志望や修習実績等を踏まえ、専門的・先端的領域や国際的分野における多様・多彩な活躍の素地を与えることも視野に入れて、様々な形で法曹の実務を総合的・選択的に体験していくというプログラムを設けることも検討する。

3 新しい集合修習

新しい司法修習における集合修習は、実務修習を補完し、実務で求められる一定レベル以上の体系的で汎用性のある能力を身に付けさせるものとなるように、その内容や体制を工夫する。

新しい集合修習においては、司法修習生の増加に実効的に対応できるように、適切な工夫を施していく。

(1) 新しい司法修習における集合修習の意義

実務修習では、必ずしも標準的な法律実務を広く体験できるとは限らず、また、個別指導が中心となるため、全員に一定レベル以上の水準の能力を身

に付けさせるという面では不十分な点がある。

集合修習は、実務経験豊かな教官が精選された教材と徹底した合議に基づき、体系的で汎用性のある質の高い教育を行う課程であり、実務修習を補完する意義は大きい。

新しい司法修習においては、これまでの前期集合修習による導入、後期集合修習による総仕上げという枠組みを固定化せず、実務修習と集合修習の有機的な連携を図ることを検討する。

(注) 新しい集合修習の内容

このような集合修習の目的からすると、法律実務全般に共通する汎用性を持った体系的なカリキュラムを組む必要がある。例えば、幅広い分野の法律実務に汎用的に必要とされる素養を体系的に養うという面からすると、生きた事件を素材とした教材を用いて、法的紛争の発展段階に応じて、具体的事実に基づく法的思考・分析能力の養成、現実の証拠等を用いた事実認定能力の開発、実務で通有性を持つ説得的な表現力の向上が可能となるような、重層的なカリキュラムを工夫するなど。

教育方法についても、正解志向を排し、教官と司法修習生との議論や修習生間のディスカッションを通じて、生きた法律実務の在りようを体感させるような授業を検討する。文書の起案も、判断のプロセスや問題点の分析に重点を置くなど、より実質面を重視した工夫が必要である。

(2) 司法修習生の増加への対応

司法修習生の増加に実効的に対応できるように、施設の整備や教官の陣容の充実強化を図るほか、集合修習の実施方法など運用面での効率化を検討する。

4 新しい司法修習の期間

新しい司法修習の期間については、新しい法曹養成課程の全体に占める位置付けに配慮しつつ、新しい修習内容を効果的に実施するために必要な

期間という観点から，その在り方を検討していく必要がある。

現行の司法修習期間は，1年6か月（裁判所法67条1項）であるが，新しい司法修習においては，法科大学院で実務を視野に入れた法理論教育が行われていること等に配慮しながら，新しい司法修習を効果的に実施していくために必要な期間はどの程度かといった観点から，その期間の在り方を総合的に検討していくことが適当である。

5 司法試験の移行措置期間の司法修習

司法試験の移行措置期間における司法修習については，法科大学院や新司法試験の状況，法学部教育の変化，移行措置期間中の合格者の動向，修習の受入体制の状況等に配慮しながら，その内容や体制を検討していく必要がある。

司法試験の移行措置期間において，新司法試験合格者については，原則として法科大学院の課程を履修してきていることを踏まえながら，新しい司法修習の内容を検討する必要がある一方，現行司法試験合格者については，移行措置の制度内容，大学法学部教育の変化の状況，現行司法試験の合格者の実情等を考慮しつつ，司法修習の内容，方法等に関し柔軟に検討する必要がある。

移行措置期間においては，実務修習庁会において新旧の司法試験合格者を同時期に受け入れる状況等が生じるが，このような受入れ態勢の実情にも配慮して実務修習体制を検討する必要がある。

第3 その他

1 給費制

給費制については，司法制度改革審議会意見を踏まえて，法曹の社会に

における役割や、新しい法曹養成課程における司法修習の位置付けを考慮しながら、その在り方を検討することが望まれる。

現在、司法修習生は、国から一定額（月額20万8300円）の給与と各種手当の支給を受けているが（裁判所法67条2項）、司法制度改革審議会意見では、「将来的には貸与制への切替えや廃止をすべきではないかとの指摘もあり、新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきである。」と提言している。

この提言を踏まえ、法曹の社会における役割や、新たな司法修習の機能と意義を考慮しつつ、給費制の在り方について検討する必要がある。

2 司法研修所の管理・運営

司法研修所の管理・運営については、法科大学院に関する第三者評価機構や新しい司法試験管理委員会の運営の在り方を踏まえながら、法曹三者の協働関係を一層強化し、法科大学院関係者や外部の有識者の声を適切に反映させるための態勢を整備する。

司法研修所の管理・運営については、これまでも例えばカリキュラム編成などで裁判教官室、検察教官室及び弁護士教官室の自主性を尊重しつつ相互に連携協力してきたところであるが、司法制度改革審議会意見は、「法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声を適切に反映させる仕組みを設けるべきである。」と提言している。

法科大学院に関する制度の整備や司法試験に関する推進本部等の検討及び措置を踏まえつつ、推進本部の設置期限までに、新たな司法修習等に関する具体的な成果が示せるよう、上記提言に沿った態勢作りについて検討する。